

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月17日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（契約保証金）</p> <p>第137条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 予算執行職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>物件</u>を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>(6)～(7) （略）</p> <p>4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。<u>ただし、物件を売り払う場合においては、契約者の申出により売払代金に充当することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（入札参加等の申込み）</p> <p>第170条 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議（<u>施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定による随意契約の協議に限る。第176条の3において同じ。</u>）に参加しようとする者は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「県財務規則」という。）第77条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">（契約保証金）</p> <p>第137条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 予算執行職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>物品</u>を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>(6)～(7) （略）</p> <p>4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（入札参加等の申込み）</p> <p>第170条 建設工事の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加しようとする者は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「県財務規則」という。）第77条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。